

東京都立墨田川高等学校

いじめ防止基本方針



平成26年6月16日策定
令和3年10月改定

東京都立墨田川高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定にあたり

本校は、大正10年10月4日に東京府立第七中学校として創立され、大正11年4月の第一期生入学以来、本年で92年の歴史と伝統を有し、平成12年度に新たな進学重視型単位制高校として認定された。

知性・創造・自主の教育目標を掲げ、「文武不岐」の精神を基本的スタンスとして、学習や部活動・学校行事の全てに全力で取り組み、本校で学ぶ三年間の教育活動を通じて、高い教養や高度な学力を身に付けるとともに、学校生活の中で人としてのマナーや社会生活のルールを学び、心身の調和のとれた豊かな人間性に裏付けられた思いやりと規範意識のある一人の人間として、また、二十一世紀をたくましく切り拓くリーダーとしての資質を身に付けた生徒の育成を図っている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、より充実した学校生活が送れるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見に組み、いじめを認知した場合には迅速・適切に解決するために「東京都立墨田川高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の基、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。

2 いじめ問題に関する基本的考え方【いじめ防止対策推進法によるいじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様（▶抵触する可能性のある刑罰法規）

- ① ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする（▶暴力、傷害）
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（▶暴行）
- ③ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする（▶強要、強制わいせつ）
- ④ 金品をたかられる（▶恐喝）
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（▶窃盗、器物破損）
- ⑥ 冷やかしかりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（脅迫、名誉棄損、侮辱）
- ⑦ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる（▶名誉毀損、侮辱）

2 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

(1) 未然防止

- ① いじめ対策委員会の設置
- ② いじめ防止基本方針の策定
- ③ 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的働きかけ
- ④ 教職員のいじめに関する研修の実施
- ⑤ 都教委のいじめ防止カードの配布
- ⑥ 生徒への啓発活動
- ⑦ 生徒の主体的取り組みへの支援

(2) 早期発見

- ① 年3回のアンケート調査実施
- ② 担任等による個人面談の実施
- ③ スクールカウンセラーによる全員面接
- ④ 全教員による、校内巡回等による生徒観察
- ⑤ 教育委員会との連携による学校非公式サイトでの監視
- ⑥ 保護者や地域との連携

(3) 早期対応

① いじめ情報キャッチ

正確な実態把握 → 指導体制・方針決定 → 生徒への指導・支援 → 後対応

② いじめ対策委員会を中心とした組織的対応

把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじているのか (加害者と被害者の確認)
- ・いつ、どこで起こったのか (時間と場所の確認)
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか (内容)
- ・いじめのきっかけは (背景と要因)
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか (期間)

要注意！！ 個人情報には十分注意！！

(4) 重大事態への対応

重大事態とは【いじめ防止対策推進法第5章第28条より】

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① いじめられた生徒の安全の確保
- ② いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ③ 関係機関や専門家等との相談、連携
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ⑤ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
- ⑥ 重大事態発生についての教育委員会や知事への報告
- ⑦ 重大事態の調査結果についての知事の調査（再調査）への協力

(5) ネット上のいじめ

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどを指し、犯罪行為である。(メール・ブログ・チェーンメール・学校裏サイト等)

- ① 保護者への啓発 (フィルタリング・保護者の見守り)
- ② 情報教育の充実情報での授業における情報モラル教育の充実・ネット社会についての講話(防犯)の実施
- ③ ネットいじめへの対処
ア ネットいじめの把握(被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロール)
イ 不当な書き込みへの対処
状況確認→状況の記録→管理者へ連絡・削除依頼→警察への相談

3 組織的対応 別紙1 別紙2

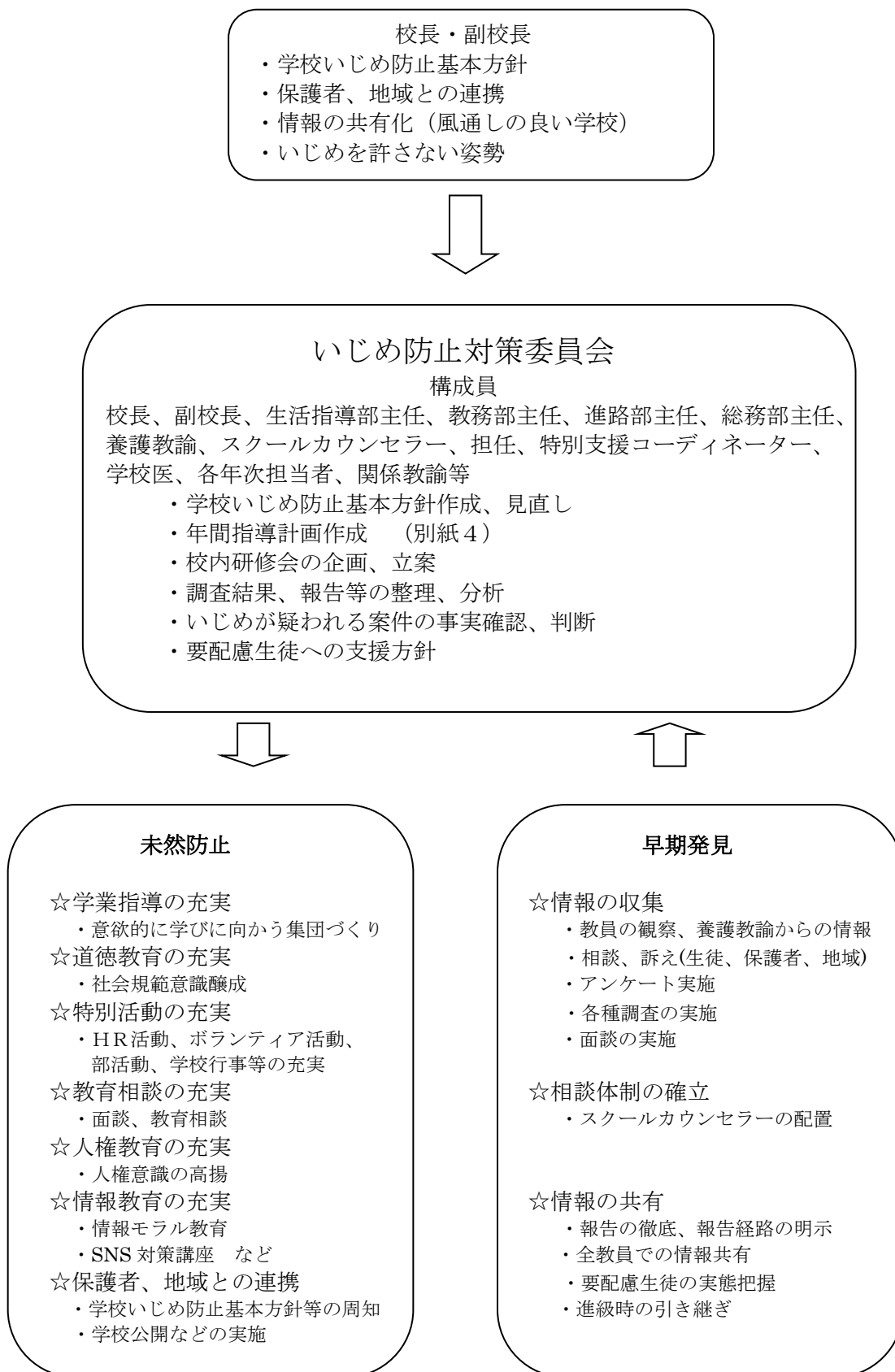
(1) いじめ対策委員会の設置

① いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ問題に組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

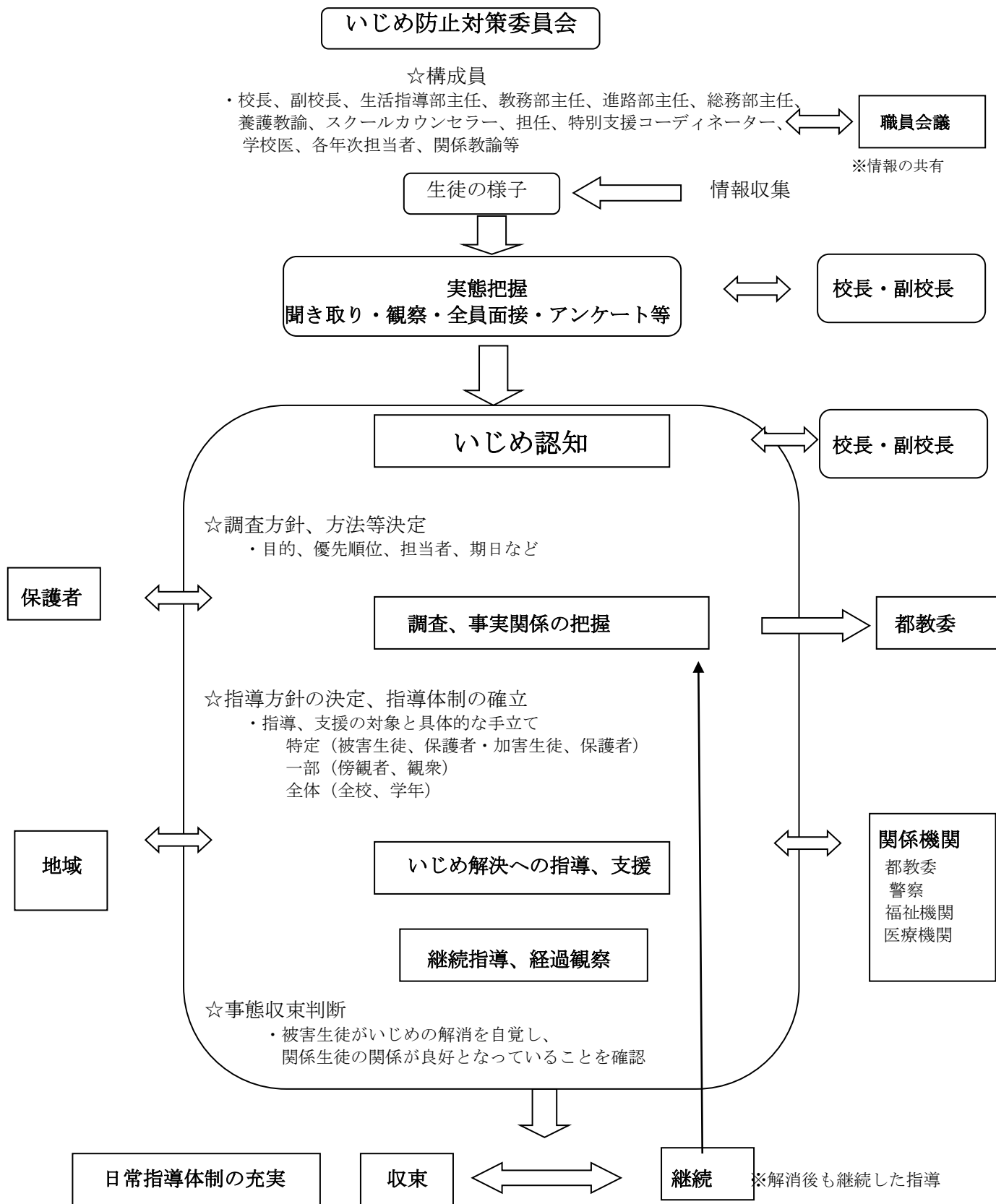
第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

② 構成員は校長が任命する。(校長、副校長、生活指導部主任、教務部主任、進路部主任、総務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任、特別支援コーディネーター、各年次担当者、学校医、関係教諭等)

平常時のいじめへの組織的対応



いじめ発生時の組織的対応



参考：東京都教育委員会「人権プログラム（学校教育編）」平成25年3月

年間指導計画

月	主な学校行事		いじめ防止対策委員会 職員会議	未然防止に向け	早期発見に向け
4月	入学式	事案発生 ↓ いじめ防止対策委員会 ↓ 職員会議		入学前の情報交換	SCによる 1年全員面談 (4月～6月)
5月	体育祭			職員研修Ⅰ	(個人面談)
6月	第1回定期考査		ふれあい月間		第1回 いじめアンケート実施 授業公開
7月	第2回定期考査 夏期講習				
8月	夏期合宿				
9月	文化祭				
10月	第3回定期考査			職員研修Ⅱ	(個人面談)
11月					
12月	第4回定期考査 合唱祭				第2回 いじめアンケート実施
1月					(個人面談)
2月					
3月	第5回定期考査 卒業式 球技大会			対策委員会の今年度まとめ	第3回 いじめアンケート実施

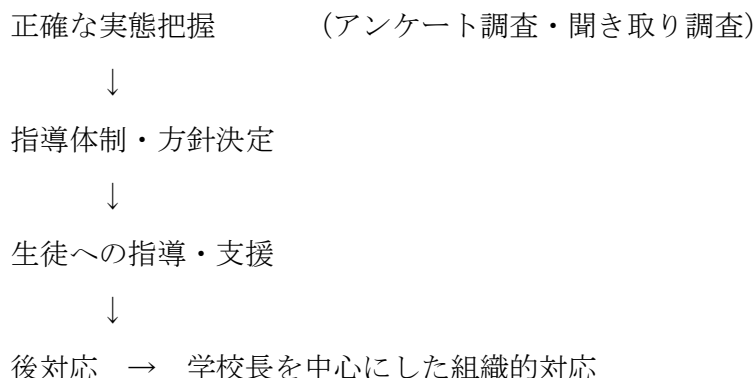


学校生活や友人関係に関するアンケートについてお願い

アンケートに当たり以下の点ご注意ください。

- 1 アンケートは個人情報です、管理には十分気をつけてください。保管は鍵のかかる場所をお願いします。
- 2 調査の結果1つでも「はい」に〇のあった生徒には、必ず担任団が複数（2名～3名）で聞き取り調査を行ってください。
- 3 アンケート回収は名票に〇をつけ、回答用紙をクラスごとにクリップで止め、学年でまとめて担当者（生活指導部主任）までご提出ください。
- 4 いい加減な回答や事実を隠すようなことが無いよう、調査時の説明及び雰囲気にご配慮をお願いします。
- 5 調査対象期間はアンケートの上部に記載されている期間であることをお伝えください。
- 6 アンケートの性格上迅速な対応が必要な場合も考えられます、調査期日（期間）、提出期日を厳守してください。
- 7 欠席者など実施していない生徒はなるべく早い時期に実施し、ご提出ください。
- 8 今回（第1回）の実施は
令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）の期間に実施してください。
- 9 「はい」の回答が1つでもあった生徒の聞き取り調査は
令和〇年〇月〇日（〇）16時までに終了させてください。
- 10 提出は
令和〇年〇月〇日（〇）16時30分までに担当者まで手渡しをお願いします。
- 11 ご不明な点などは担当者（〇〇）までお問い合わせください。

いじめ情報をキャッチしたら



聞き取り調査記入用紙

日 時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

場 所 ()

担当者 氏名 () 氏名 ()

調査対象生徒 氏名 年 組 ()

把握すべき情報

- ・ 誰が誰をいじめているのか (加害者と被害者の確認)

- ・ いつ、どこで起こったのか (時間と場所の確認)

- ・ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか (内容)

- ・ いじめのきっかけは (背景と要因)

- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか (期間)

要注意！！ 個人情報には十分注意！！

① 質問紙 (いじめ)

- この調査は、生徒の皆さんが友人との関係で問題をかかえていないかを調査する目的で行います。また記入した内容について、先生方が詳しく話を聞くことがあります。
- これは今年度の4月から6月までにあったことについての調査です。

①～④については、いずれかあてはまる方に○をしてください。

- ① あなたは、本校生徒から、暴力を振るわれる、嫌がらせを受ける、嫌なことを言われる、無視をされる等の行為を受けたことがありますか。
*「有」の場合はいつ頃、誰に、どういう行為を受けたかを具体的に記入してください。

有 ・ 無



- ② あなたは、本校生徒が他の生徒から、暴力を振るわれる、嫌がらせを受ける、嫌なことを言われる、無視をされる等の行為を見たことがありますか。
*「有」の場合はいつ頃、誰が、誰に、どういう行為を受けていたかを具体的に記入してください。

有 ・ 無



- ③ あなたは、本校生徒から、インターネットサイト(SNS関連)への書き込みをされて、嫌な思いをしたことがありますか。
*「有」の場合はいつ頃、誰に、どういう行為を受けたかを具体的に記入してください。

有 ・ 無



- ④ 友人との問題で学校に知らせておきたいことがありましたら、自由に書いてください。

年 組 番 氏名

参考資料 1

2) いじめ防止対策推進法 概要

第 183 回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に、平成 25 年法律第 71 号として公布されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとされております。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第二章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保

護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。